

医政指発第 0819002 号

平成 16 年 8 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

病院会計準則の改正に伴う医療法人における
決算の届出の様式に係る留意点について

今般、平成 16 年 8 月 19 日医政発第 0819001 号をもって病院会計準則の改正が通知されたことに伴い、改正後の病院会計準則により会計処理を行う場合の医療法人の決算の届出については、下記のとおりであるので、留意いただくとともに、貴管内医療機関に対してご指導願いたい。

記

平成 16 年 8 月 19 日医政発第 0819001 号による改正後の病院会計準則により会計処理を行う医療法人における決算の届出に当たっては、「決算の届出等について（平成 7 年 4 月 20 日付指第 26 号通知）」の記の 1 の様式のうち、様式 1、様式 2 - 1 及び様式 3 - 1 については、別添の様式により届け出るものとする。

様式 1

損益計算書（医療法人全体）

（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

法人名 _____

所在地 _____

医療法人整理番号				(単位：千円)			
単位	事業名	損		益			
本来 事業	病 院	医業収益		医業費用		医業利益	
		医業外収益		医業外費用		経常利益	
		臨時収益		臨時費用		税引前純利益	
	診療所	医業収益		医業費用		医業利益	
		医業外収益		医業外費用		経常利益	
		臨時収益		臨時費用		税引前純利益	
	老人保 健施設	事業収益		事業費用		事業利益	
		事業外収益		事業外費用		経常利益	
		特別利益		特別損失		税引前純利益	
付帯事業等	事業収益		事業費用		事業利益		
	事業外収益		事業外費用		経常利益		
	臨時収益・特別利益		臨時費用・特別損失		税引前純利益		
医療法人 総 計	事業収益		事業費用		事業利益		
	事業外収益		事業外費用		経常利益		
	臨時収益・特別利益		臨時費用・特別損失		税引前純利益		
付帯事業の内容（複数記載可） 1 養成所 2 研究所 3 精神障害者社会復帰施設 4 疾病予防のための施設 5 その他保健衛生（ ） 本部を設置している場合は、付帯事業等で経理すること。							

貸借対照表（医療法人全体）
（平成 年 月 日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
固定資産		固定負債	
		負債合計	
		資本の部	
		資本合計	
資産合計		負債・資本合計	

注) この表は、医療法人が、一の医療施設のみを開設し、医療施設以外の経理を有しない場合は提出を要しない。
印は記入しないこと。

損益計算書（病院・診療所）

（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

法人名 _____

施設名 _____

所在地 _____

医療法人 整理番号		医療施設 整理番号												(単位:千円)					
収 益				費 用															
科 目				金 額		科 目												金 額	
医療収益						医療費用													
入院診療収益						材料費													
室料差額等収益						医薬品費													
外来診療収益						給食材料費													
その他の収益						その他の材料費													
/						給与費													
						常勤職員給料・賞与													
						医師給料・賞与													
						看護師給料・賞与													
						その他給料・賞与													
						非常勤職員給料・賞与													
						役員報酬													
						退職給付費用													
						法定福利費													
						委託費													
減価償却費																			
その他の設備関係費																			
経費																			
控除対象外消費税等負担額																			
その他の費用																			
						医療利益（ 医療損失）													
医療外収益						医療外費用													
受取利息・配当金						支払利息													
その他の医療外収益						その他の医療外費用													
						経常利益（ 経常損失）													
臨時収益						臨時費用													
						税引前当期純利益（ 税引前当期純損失）													

注 1) この表は開設する病院、診療所毎に作成すること。

2) 室料差額等収益とは、特別の療養環境の提供（特別室）の特別料金、前歯部の材料差額、金属床総義歯、紹介外来型病院の初診、特定機能病院での初診、予約診療、診療時間外の診察、特別注文給食、特別材料給食、高度先進医療の自己負担分をいう。

印は記入しないこと。

